

山口県報

平成19年
9月25日
(火曜日)

目次

規則	一
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)	一
政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(秘書課)	二
告示	二
保安林予定森林(森林整備課)	三
柳井南町土地区画整理事業の終了の認可(都市計画課)	三
公告	三
建設業の営業の停止命令(監理課)	三
屋外広告物講習会の開催(都市計画課)	四
教委訓令	四
山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令	四
公安委公告	四
契約の締結	四
議会規程	四
政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程	五
企業管理規程	五
山口県企業局職員倫理規程の一部を改正する管理規程	六



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十五日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第七十六号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第五号又中「所属職員に、」の下に「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は」を加え、同号中又をワとし、同号リ中「基づき、」の下に「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は」を、「フロン類の」の下に「引渡し又は」を加え、同号中リをワとし、同号チ中「第二十四条第二項」を「第二十四条第四項」に改め、「基づき、」の下に「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は」を加え、「引取り又は引渡し」を「回収の委託、引渡し又は引取り」に改め、同号中チをルとし、同号ト中「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項」に改め、「第一種フロン類回収業者」の下に「(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)」を加え、同号中トを又とし、同号ヘ中「基づき、」の下に「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者又は」を加え、「引取り又は引渡し」を「回収の委託、引渡し若しくは引取り又は確認及び説明」に改め、同号中ヘをトとし、トの次に次のように加える。

チ 法第二十四条第一項の規定に基づき、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

リ 法第二十四条第二項の規定に基づき、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

第三十一条第一項第五号水中「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に改め、同号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 法第二十条の二第四項の規定による第一種特定製品廃棄等実施者からの報告を受けると。

附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十五日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七十七号

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年山口県規則第五百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第一条第一項第六号」を「第一条第一項第五号」に、「資本」を「資本金」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

別記第一号様式の（第二面）中

「郵便貯金」を削り、及び

「金銭信託」を削り、

「社債」を

「社債信託」に改め、

同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 「金銭信託」欄の「額面金額の総額」欄には、元本の総額を記入すること。

附 則

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の改正規定（「資本」を「資本金」に改める部分に限る。） 公布の日
- 二 別記第一号様式の改正規定（

「郵便貯金」

を削る部分に限る。） 平成十九年十月一日



山口県告示第四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十九年九月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

下関市大字内日上字畑五八一、字迫五八七の一、五八七の二、五九〇、五九五、五九七から五九九まで、豊北町大字粟野字兵治ケ原一八三四、一八三七
山陽小野田市大字厚狭字秋山一三二二、一三八九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百八十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、柳井南町土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成十九年九月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 土地区画整理事業の名称

柳井南町土地区画整理事業

二 施行地区

柳井市南町二丁目の一部

三 施行認可の年月日

平成十八年七月十一日

四 施行者の名称

山口県信用農業協同組合連合会

全国農業協同組合連合会

株式会社アルパ・コーポレイション

五 事業施行期間

平成十八年七月十一日から平成十九年三月三十一日まで

六 終了認可の年月日

平成十九年九月二十五日



(四七五) 建設業の営業の停止命令

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、建設業の営業の停止を命じました。

平成十九年九月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 処分をした年月日

平成十九年九月十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 又は 名称 有限会社ダイキ建設

主たる営業所の所在地 下関市彦島迫町一丁目一九番二〇号

代表者の氏名 鶴川 義昭

三 処分の内容

平成十九年九月二十六日から同月二十八日までの間における営業の全部の停止

四 処分の原因となった事実

有限会社ダイキ建設が、法第三条第一項の許可を受けず、同項ただし書に規定する軽微な建設工事以外の建設工事を請け負い、このことが法第二十八条第二項第二

号に該当する。

(四七六) 屋外広告物講習会の開催

山口県屋外広告物条例(昭和四十一年山口県条例第四十一号)第二十三条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催します。

平成十九年九月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 講習会の日時及び場所

日	時	場 所
平成十九年十二月二十二日(木曜日)	午前十時から 午後五時十五分まで	山口市滝町一番一号 山口県庁共用第四会議室

二 講習科目及び時間

科 目	時 間
屋外広告物に関する法令	二
屋外広告物の表示に関する事項	二
屋外広告物の施工に関する事項	二

三 受講の手続

講習を受けようとする者は、山口県屋外広告物条例施行規則(昭和四十二年山口県規則第五号)第十五条に規定する屋外広告物講習会受講申込書に屋外広告物講習会受講手数料三千二百五十円に相当する山口県収入証紙(この収入証紙には、消印をしないこと。)及び写真(縦五・五センチメートル、横四センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)をはって、その者の住所地を管轄する土木事務所の長を経由して知事に提出すること。

四 受講申込書の受付期間

平成十九年十月一日(月曜日)から同年十一月二日(金曜日)まで(郵送の場合)は、十一月二日までの消印のあるものは、有効とする。()

五 その他

(一) 受講案内及び受講申込書の請求は、山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課又は最寄りの土木事務所にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会」と朱書きし、八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この講習会についての問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七二五)又は最寄りの土木事務所にすること。



山口県教育委員会訓令第三号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年九月二十五日

山口県教育委員会

山口県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会職員倫理規程(平成十二年山口県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第七十五条第一項」を「第六十七条の十一第一項」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年九月三十日から施行する。



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年九月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
汎用電子計算機 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十九年八月二十日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 六 落札金額
四億七千五百四万二千六百八十円
- 七 入札公告日
平成十九年七月十日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格



山口県議会規程第一号

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年九月二十五日

山口県議会議長 島田 明

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための山口県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成七年山口県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。
第三条中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、「資本」を「資本金」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。
別記第一号様式の（第二面）中

「郵便貯金」及び

「金銭信託」を削り、

「社 債 券」を

社 債 券	社 債 信 託
	に改め、

同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 「金銭信託」欄の「額面金額の総額」欄には、元本の総額を記入すること。

附 則

この規程は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の改正規定（「資本」を「資本金」に改める部分に限る。） 平成十九年九月二十五日
- 二 別記第一号様式の改正規定（

「郵便貯金」を削る部分に限る。） 平成十九年十月一日

を削る部分に限る。） 平成十九年十月一日



山口県企業管理規程第十一号

山口県企業局職員倫理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十九年九月二十五日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員倫理規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員倫理規程（平成十二年山口県企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第七十五条第一項」を「第六十七条の十一第一項」に改め

る。

附 則

この管理規程は、平成十九年九月三十日から施行する。

平成十九年九月二十五日印刷 発行所 山口県庁 定価一箇月 金二千七百円（送料共）
 平成十九年九月二十五日発行 発行人 山口県知事